

第5節 小型船舶等の安全対策の充実

1 小型船舶等の安全対策の推進

(1) 小型船舶等向け海上安全情報の提供強化

プレジャーボートや小型船等に対して、気象・海象の情報等、船舶交通の安全に必要な情報等をインターネット・ホームページ等で提供する沿岸域情報提供システムの運用を行った。また、平成23年7月1日からは、新たに電子メールを活用し、事前に登録されたメールアドレスに緊急情報等を配信する電子メール配信サービスを開始した。

そのほか、マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」及び「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、安全に楽しむための情報をホームページ上で提供できるよう情報提供体制の充実・強化を図った。

(2) 小型船舶操縦者の遵守事項等の周知・啓発

小型船舶の航行の安全の確保のために、船舶職員及び小型船舶操縦者法において、小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等が定められており、試験及び講習等を通じて、小型船舶操縦者として必要な知識及び能力を有していることを確認した上で、操縦免許の付与及び操縦免許証の更新を行い、小型船舶操縦者の資質の確保に努めた。

また、関係機関等と連携し、マリーナ等において、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守すべき事項（発航前点検の実施、酒酔い等操縦の禁止等）や安全運航に必要な事項の周知・啓発を行うとともに、違反事項の調査・取締を行うことにより、小型船舶操縦者の安全意識の向上を図った。

(3) ライフジャケット着用率の向上

ライフジャケットの着用が海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の減少に大きく寄与していることから、ライフジャケット着用推進モデル漁協、同マリーナの指定拡充等によりライフジャケット着用率の向上を図った。また、海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の半数以上を漁船が占めていることから、関係省庁、都道府県、関係漁協及び関係漁業団体と連携を取りなが

ら、ライフジャケットの着用推進や安全操業に関する講習会等による普及啓発活動並びに漁協女性部等によるライフジャケット着用推進員（LGL：ライフガードレディース）の活動支援を実施するなど、漁業関係者自らが主体的にライフジャケット着用推進に取り組むよう働きかけ、ライフジャケット着用率の向上を図った。加えて、ライフジャケットの常時着用のほか、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を3つの基本とする「自己救命策確保キャンペーン」を新聞、テレビ、ラジオ等の媒体その他のあらゆる手段を通じて、機会あるごとに強力に推進した。

(4) 最新航海機器の導入等

事業者、ユーザーに対し「AIS」や「国際VHF等」の活用を促すためのパンフレットを作成し、年末年始の総点検等の機会を通じて周知を図った。

2 プレジャーボート等の安全対策の推進

(1) プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等の海難船舶隻数は、全海難船舶隻数に占める割合が最も多く、平成23年は約4割を占めている。平成23年3月7日の関係省庁海難防止連絡会議において、今後平成27年までの重点対象事項を「小型船の安全対策の推進」とし、海難防止対策の推進に関する海事関係機関の連携を強化して海難隻数の減少を目指すこととした。また、海上保安庁では、プレジャーボート等の海難防止のためには、マリンレジャー愛好者の安全意識を高揚させることが重要であることから、海難防止講習会や訪船指導の実施等のあらゆる機会を通じて海難防止思想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組織や海上安全指導員などのボランティアの活動に対する支援を行い、啓発活動を主体とした海難防止活動を行うほか、衝突、転覆といった死者・行方不明者及び負傷者を伴うことが多い海難については、現場指導を含めた関係機関等と連携した効果的な海難防止活動を推進した。

さらに、海上交通ルールの励行、インターネット

第2編 海上交通

や携帯電話等による気象・海象や航行警報等の安全に資する情報の早期入手，その他安全運航のための基本的事項の励行等についても，パンフレット等を活用して広く指導を行った。

国土交通省では，総トン数20トン未満の船舶の検査を実施している日本小型船舶検査機構と連携して，適切な検査の実施に努めるとともに，平成20年度に行ったプレジャーボート等の国際規格となる国際標準化機構（ISO）規格と，国内規則との整合化について関係者に周知を図った。

警察では，港内その他の船舶交通の多い水域，遊泳客の多い海水浴場，マリンレジャースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて，警察用船舶により安全指導を行うとともに，警察用航空機との連携によるパトロールや関係団体との協力，連携を図り，マリンレジャー環境の整備，マリンレジャー提供業者に対する安全対策の指導，マリンレジャー利用者等の安全意識の啓発活動等を通じて，水上安全の確保を図った。

(2)「ミニボート（長さ3m未満，機関出力1.5kW未満で，検査・免許が不要なボート）」の安全対策の実施

ミニボートの安全安心な利用を推進するため，転覆等のトラブルの原因の分析と対策案の検討等を踏まえたガイドラインに基づき，ユーザーへの安全周知活動を図るとともに，関係団体等に働きかけ，相談窓口の設置や安全講習会の開催を推進した。

(3)河川等における事故防止対策の推進

平成23年8月に天竜川で発生した川下り船転覆事故を受け，同種事故の再発防止対策として①転覆事故等を防止するため慎重な操船の実施を徹底すること，②年齢問わず乗客への救命胴衣の着用を徹底すること，③乗船する小児の数に応じて，適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え着用を徹底すること，④安全管理規程の届出義務がある事業者においては，上記②，③の措置の実施を安全管理規程において明記すること，の措置を早急に講じるよう全国の川下り船事業者に対し指導を行った。

3 ボートパーク，フィッシャリーナ等の整備

(1)ボートパーク等の整備

放置艇問題を解消し，港湾の秩序ある利用を図るために，必要最低限の施設を備えた簡易な係留・保管施設であるボートパークに，プレジャーボート等の収容が図られるよう取り組んだ。

(2)フィッシャリーナ等の整備

漁港においては，防波堤や航路泊地等の整備を通じ，漁船等の安全の確保を図るとともに，漁船やプレジャーボート等の秩序ある漁港の利用を図るため，周辺水域の管理者と連携し，プレジャーボート等を分離収容するための新たな静穏水域の確保や，既存の静穏水域を活用した収容施設等の整備を図った。

(3)係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

放置艇問題の解消に向け，ボートパーク等の整備による係留・保管能力の向上と併せて，港湾法（昭25法218）・漁港漁場整備法（昭25法137）に基づく船舶の放置等を禁止する区域の指定等，公共水域の性格や地域の実情などに応じた適切な規制措置の実施を推進した。

4 漁船等の安全対策の推進

(1)漁船等の安全に関する指導等の推進

漁船の海難船舶隻数は，全海難船舶隻数に占める割合が多く，平成23年は全体の約3割を占めている。また，船舶海難による死者・行方不明者数のうち約7割を漁船の乗組員が占めている。これら漁船による海難の原因をみると，見張り不十分や操船不適切といった人為的要因によるものが全体の約7割を占めている。

海上保安庁では，漁船の海難を防止するため，関係省庁と連携の下，地域ごとにきめ細かく海難防止講習会や訪船指導等を実施し，安全意識の高揚・啓発を図るとともに，出漁前の船体や機関等の点検，見張りの励行，インターネットや携帯電話等による気象・海象情報や航行警報等の的確な把握などの安全運航に関する留意事項及び海事関係法令の遵守等について指導等を行った。

また，漁船の海難や海中転落事故に対する安全対

策の強化を図るため、ライフジャケット着用推進のための普及啓発や安全操業に関する講習会を開催するなど、所要の施策を講じた。

(2)漁船の安全性の確保

漁船の海難船舶隻数のうち転覆事故は約1割を占めており、また、平成12年に発生した沖合底びき網

漁船「第五龍寶丸」転覆沈没事故に見られるように重大海難に至る可能性も大きい。

漁船の転覆・沈没事故対策として、近年の漁船船型の変化、国際的な復原性基準の動向等を踏まえつつ改正された漁船に関する復原性基準等について引き続き関係者に周知を図った。

第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成23年は29,874隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により3,349件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な1,497件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法や海事関係法令の遵守等安全指導を行った。さらに、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの無謀な操船を行う者に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施するなど、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めた。

港内、主要狭水道等船舶交通がふくそうする海域においては、巡視船艇による船舶交通の整理・指導及び航法違反等の取締りを実施しており、特に、海上交通安全法に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行った。

このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒及び安全指導」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。

警察では、警察用船舶の整備のほか、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等における警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してのパトロールや事故に直結しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを実施するとともに、訪船連絡等を通じた安全指導や関係行政機関及び関係団体と連携しての広報啓発活動等により、水上交通の安全と秩序の維持に努めた。

その他、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めた。

なお、水上安全条例については、北海道、岩手県、福島県、東京都、茨城県、神奈川県、山梨県、栃木県、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、山口県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の17都道県において施行されている。

第7節 救助・救急活動の充実

1 海難情報の早期入手体制の強化

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、全国12か所の陸上通信所や行動中の巡視船艇により、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対

応した遭難周波数を24時間聴守するとともに、衛星経由で遭難信号の入手が可能なコスパス・サーサット捜索救助衛星システムの地上施設の運用を行うなど、遭難情報に即応する体制を整えている。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事